

2022 年 7 月 28 日

お客さま 各位

株式会社秋田銀行

カードローンの規定の一部改正について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、2022 年 8 月 1 日より、〈あきぎん〉カードローン規定、〈あきぎん〉教育カードローン規定および当座貸越契約〔〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）〕を下記のとおり一部改正いたしますのでお知らせいたします。

記

1 改正内容

- (1) 〈あきぎん〉カードローン規定 11 条（即時支払）および〈あきぎん〉教育カードローン規定 10 条（即時支払）

改正前	改正後
1 次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払います。 <u>⑧相続の開始があったとき。</u>	1 次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知催告等がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに貸越元利金全額を支払います。 <u>(削 除)</u>

(注) 下線部分が改正箇所

- (2) 当座貸越契約〔〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）〕10 条（即時支払）

改正前	改正後
1 次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知、催告がなくても銀行に対するいっさいの債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いたします。 <u>⑧相続の開始があったとき。</u>	1 次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行から通知、催告がなくても銀行に対するいっさいの債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済いたします。 <u>(削 除)</u>

(注) 下線部分が改正箇所

2 主なカードローン

- 〈あきぎん〉プライムカード
- 〈あきぎん〉教育カードローン
- 〈あきぎん〉教育カードローン（J タイプ）
- 〈あきぎん〉スマートネクスト（カードローン型）

3 その他

- (1) 同規定改定後は、お客さまとの新規取引開始時に加え、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。
- (2) 「2 主なカードローン」に記載されていないカードローンにつきましても、「相続の開始」を理由に貸越元利金全額の即時支払を求めません。

(以 上)